

# 議會報告會資料

我孫子市議會

## 目 次

1	我孫子市議会の仕組み	-----	1
2	総務企画常任委員会報告	-----	1 1
3	教育福祉常任委員会報告	-----	1 7
4	環境都市常任委員会報告	-----	2 5
5	予算審査特別委員会報告	-----	3 1
6	我孫子市議会基本条例	-----	3 7

### 議会報告会日程

日 時	場 所
令和2年2月1日(土曜日) 13:30~15:30	市議会議場(市役所議会棟2階)

# 我孫子市議会の仕組み

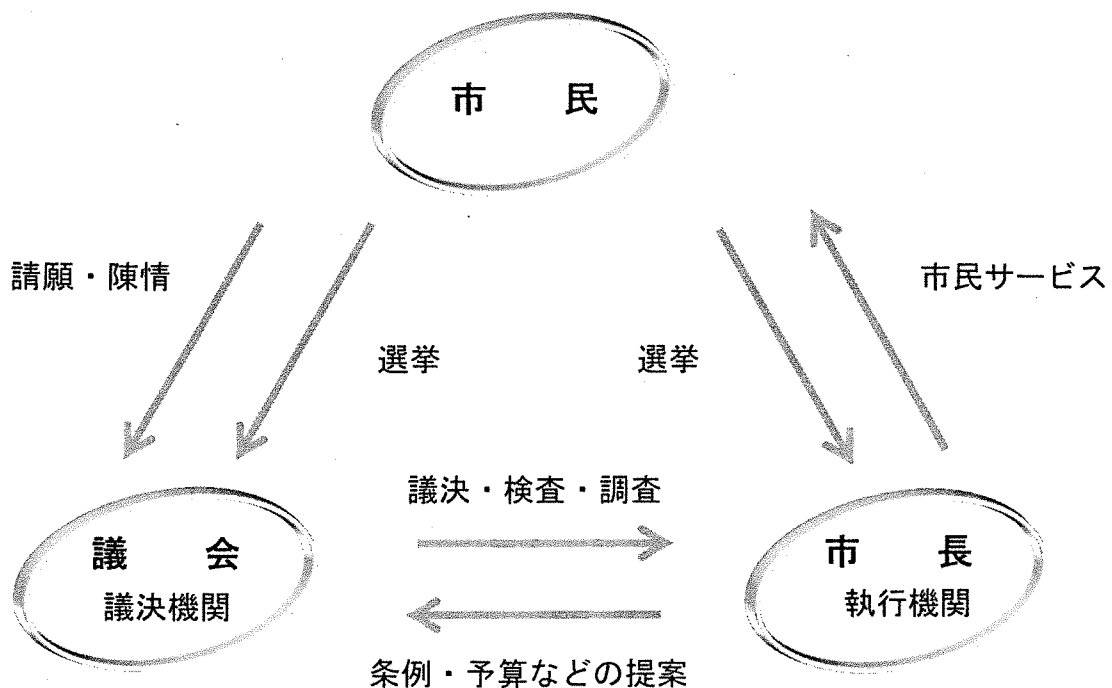
## 1 市議会の役割

私たちのまち我孫子市を、より住みよく明るいまちにするためには、市民全員で話し合い、市政を運営していくことが必要ですが、市民すべてが一堂に会して市政の運営について話し合うことは不可能です。そこで、市民の代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営をゆだねています。

市議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

市議会は市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議事機関」といいます。また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長で、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

市議会と市長は、まったく対等の立場に立って互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい我孫子市をつくるために努力しています。



## 2 市議会の権限

市議会は市民の代表として十分な活動ができるように、地方自治法に議会の権限が定められています。主な権限は次のとおりです。

### ◆ 議決権（地方自治法第96条）

市議会の最も代表的な権限で、条例や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分決定などを行います。

### ◆ 検閲・検査及び監査の請求権（地方自治法第98条）

市の事務に関する書類や計算書を検閲したり、金銭出納の執行状況を検査したり、市の監査委員に監査を求めるなど、市民の代表として市政を監視します。

### ◆ 意見書の提出権（地方自治法第99条）

市の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を、国会又は関係行政庁に意見書として提出することができます。

### ◆ 調査権（地方自治法第100条）

市の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

### ◆ その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権（地方自治法第103条第1項）、市長が副市長（地方自治法第162条）、教育委員会教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）、監査委員（地方自治法第196条）などを選任する場合の同意権、市民から提出された請願の審査（地方自治法第124条・125条）などがあります。

### 3 我孫子市議会の概要

#### ◆ 議員数と任期

条例定数 24人（条例制定 平成21年3月24日）

現員数 24人（令和2年1月30日現在）

現議員の任期 令和元年12月1日から令和5年11月30日まで

#### 議長・副議長

議長 西垣 一郎（令和元年12月5日から）

副議長 久野 晋作（令和元年12月5日から）

#### ◆ 会派別議員一覧

自分たちの意見を市政により多く反映させるため、同じ意見や考え方などを持った議員2人以上で会派を結成することができます。

令和2年1月30日現在

会 派 名	議 員 名	■会派代表
清 風 会	■松島 洋 茅野 理 椎名幸雄 日暮俊一 甲斐俊光 西垣一郎 高木宏樹 澤田敦士	
公 明 党	■木村得道 戸田智恵子 江川克哉 山下佳代	
あ び こ 未 来	■坂巻宗男 早川 真 飯塚 誠	
N e x t あ び こ	■内田美恵子 久野晋作	
日 本 共 産 党	■岩井 康 野村貞夫	
あ び こ 維 新	■芹澤正子 西川佳克	
会 派 に 所 属 し て い な い 議 員	佐々木豊治 豊島庸市 海津にいな	

#### ◆ 委員会（令和2年1月30日現在） ◎委員長 ○副委員長

##### 常任委員会

市政が広範化、複雑化してきたことにより、議案その他必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難です。

そのため、議案などを専門的、能率的に審査する議会の常設機関として、少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。

我孫子市議会には、次の3つの常任委員会があり、議員はかならず1つの委員会に所属しています。

総務企画常任委員会	定数 8人	委員	◎戸田智恵子 ○野村貞夫 茅野 理 椎名幸雄 江川克哉 早川 真 久野晋作 芹澤正子
		所管	総務、広報、企画、財政、住民記録、市民活動、 防災、消防など
教育福祉常任委員会	定数 8人	委員	◎澤田敦士 ○岩井 康 松島 洋 甲斐俊光 山下佳代 坂巻宗男 西川佳克 佐々木豊治
		所管	福祉、介護、国保、保育、教育、生涯学習など
環境都市常任委員会	定数 8人	委員	◎高木宏樹 ○木村得道 日暮俊一 西垣一郎 飯塚 誠 内田美恵子 豊島庸市 海津にいな
		所管	商業、農業、環境、道路、交通、上下水道、都 市計画、公園、住宅など

### 議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営、会議規則や委員会条例、議長  
の諮問に関することを協議する機関として設けられています。委員は2人以上  
の会派から所属議員数に応じて選任されます。議長・副議長も出席します。

議会運営委員会	定数 9人	委員	◎甲斐俊光 ○早川 真 椎名幸雄 高木宏樹 戸田智恵子 内田美恵子 岩井 康 芹澤正子
		所管	議会の運営、会議規則や委員会条例、議長の諮問 に関することなど

### 特別委員会

ほとんどの議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が必要と  
認めるときには、特別委員会を設けて調査又は審査をすることができます。

※我孫子市議会では、一般会計予算及び決算の審査には、その都度特別委員  
会を設置することになっています。

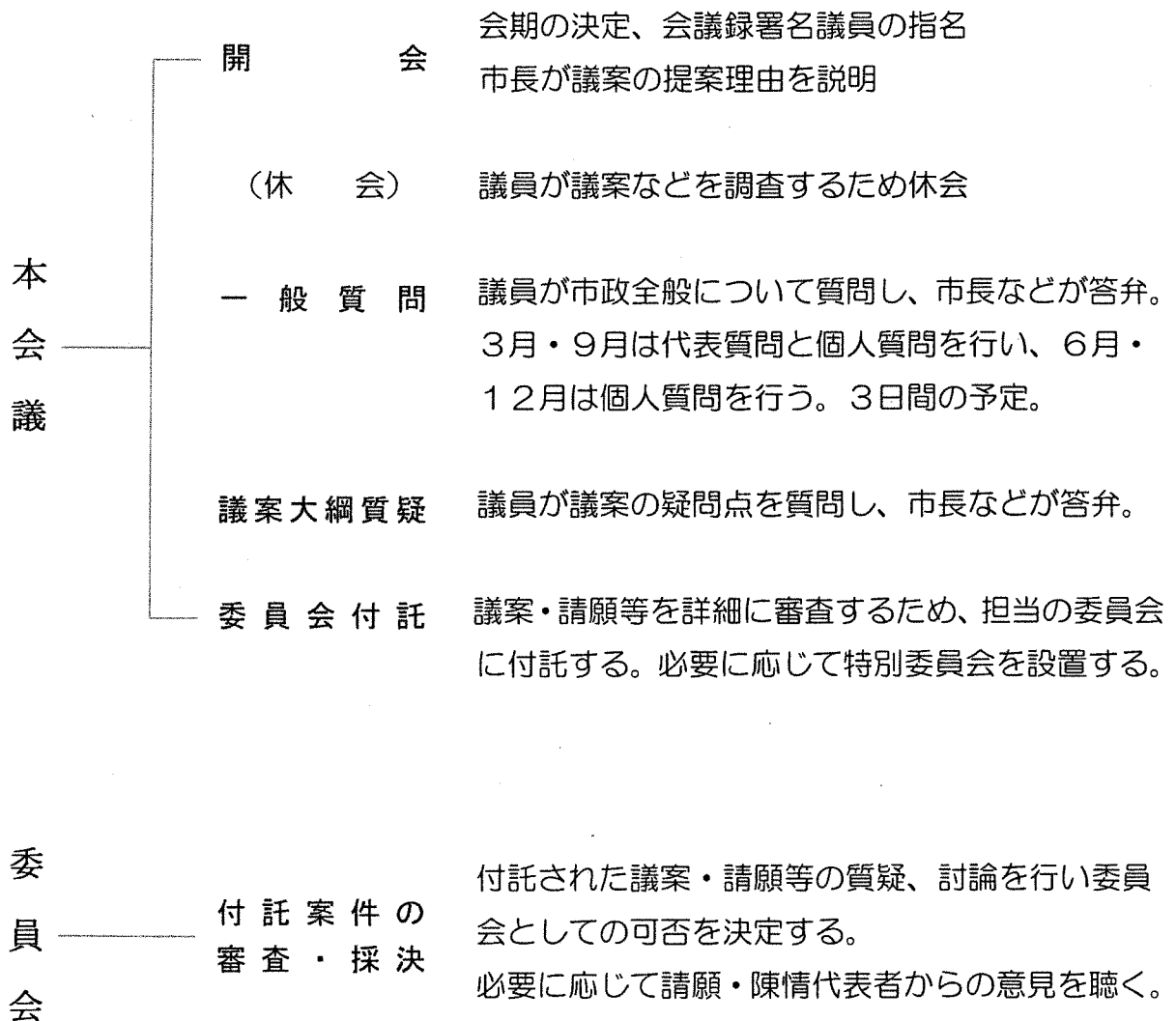
#### 4 市議会の運営（定例会の流れ）

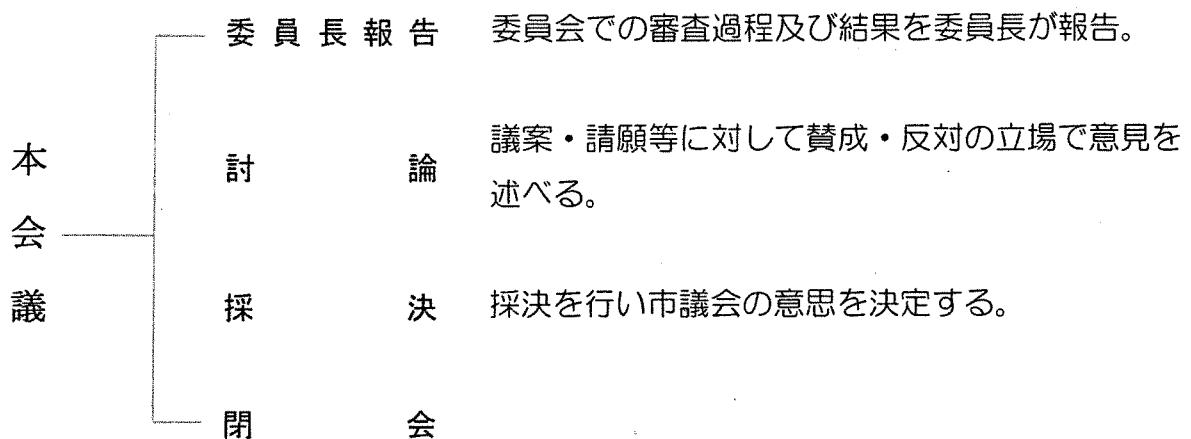
市議会には、定期的に開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、決められた一定の活動期間（会期といいます）中に本会議や委員会を開いて、議案等の審査を行います。

我孫子市議会の場合、定例会は年4回開くことになっており、おおむね3月、6月、9月、12月に開会されます。

市議会の活動は、会期中に行うのが原則ですが、会期外でも必要に応じて議会の議決により委員会を開き活動することがあります。

会期中の議事は定例会により異なりますが、おおむね次のように進められます。





◆ 本会議

本会議は全議員により構成され、議案等を審議し、最終意思を決定するほか、市政全般について質問を行う会議です。

本会議を開くためには、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。また、議会の意思は原則として出席議員の過半数で決定します。

5 令和元年第4回定例会での審議結果 議決総数26件

◆ 市長提出議案等 26件

- ・我孫子市附属機関設置条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成多数）
- ・我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成多数）
- ・我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 継続審査（賛成全員）
- ・我孫子市休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市レンタサイクル条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）



- ・我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定 原案可決（賛成全員）
- ・指定管理者の指定（あびこ市民活動ステーション） 原案可決（賛成全員）
- ・指定管理者の指定（農業拠点施設） 原案可決（賛成多数）
- ・あっせんの申立て（放射能対策に係る費用の損害賠償請求）  
原案可決（賛成全員）
- ・柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議 原案可決（賛成全員）
- ・流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議 原案可決（賛成全員）
- ・令和元年度我孫子市一般会計補正予算(第4号) 原案可決（賛成全員）
- ・令和元年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
原案可決（賛成全員）
- ・令和元年度我孫子市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
原案可決（賛成全員）
- ・令和元年度我孫子市介護保険特別会計補正予算(第2号) 原案可決(賛成全員)
- ・令和元年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
原案可決（賛成全員）
- ・監査委員の選任（椎名幸雄氏） 同意（賛成全員）
- ・教育委員会委員の任命（村松弘康氏） 同意（賛成全員）
- ・固定資産評価審査委員会委員の選任（島田亮氏） 同意（賛成全員）
- ・人権擁護委員候補者の推薦（菅藤行雄氏） 同意（賛成全員）
- ・人権擁護委員候補者の推薦（中込登喜子氏） 同意（賛成全員）
- ・専決処分の報告及び承認（令和元年度我孫子市一般会計補正予算（第3号））  
承認（賛成全員）







# 総務企画常任委員会報告

委員長	戸田智恵子
副委員長	野村貞夫
委員	茅野 理、椎名幸雄、江川克哉 早川 真、久野晋作、芹澤正子

## 1. 議案の審査経過および結果（8件）

### 議案第1号

議案名	我孫子市附属機関設置条例の制定について
概要	市が設置している協議会、委員会等について、設置及び運営の適正化を図るため、地方自治法に基づく附属機関として定めるもの
質疑概要	<p>質問：附属機関の委員に守秘義務が課せられたことについて。          答弁：罰則等の規定はない。委員への指導を検討し、守秘義務の区別は所管課で管理し進めていく。</p> <p>質問：会議が公開の場合、審議会の会議録の形態の基準については。          答弁：公開されているものについては、規則に則ったものに改めていく。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

### 議案第2号

議案名	我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されることに伴い、職を整理し、及び地方自治法に基づく附属機関として位置付ける協議会、委員会等の委員の報酬を定めるとともに、条文を整備するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

### 議案第 3 号

議案名	我孫子市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
概要	人事院勧告を考慮し、給料月額、勤勉手当の支給割合及び住居手当の支給額等を改定すること、配偶者がいない職員の扶養親族たる子に係る扶養手当額の加算を廃止すること並びに通勤のために交通機関等を利用する職員の通勤手当額に上限を設けるとともに、条文を整備するもの
質疑概要	<p>質問：市の財政状況を踏まえた検討は。</p> <p>答弁：独自削減を東葛管内では我孫子市 1 市のみ実施している。今回の改正は、特に若手職員に手厚くなっている。職員採用にも影響する。行政サービスのさらなる向上を図っていく。</p> <hr/> <p>質問：職員の市内居住の促進のための手当での考え方は。</p> <p>答弁：以前から提案されている件であるが、あらためて調査研究していく。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

### 議案第 4 号

議案名	我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するもの
質疑概要	<p>質問：財政状況が厳しい中で、市長、副市長、教育長、水道事業管理者の 4 役の支給割合を改正する理由は。</p> <p>答弁：職員の独自削減に合わせて、特別職も独自削減を行っている。昨年 12 年ぶりに人事院勧告分だけ値上げの提案をした。今回は、人事院勧告を尊重しながら、報酬審議会の意見と議会に諮り判断を任せる。</p> <hr/> <p>質問：今回の改定に基づく影響額は。</p> <p>答弁：総額で 36 万 2 千円。内訳は期末手当 34 万 5 千円、共済費 1 万 7 千円である。</p>
審査結果	原案可決（賛成多数）

議案第 5 号

議案名	我孫子市集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	布佐市民センターステーションホールを廃止するとともに、条文を整備するもの
質疑概要	<p>質問：利用者への事前の丁寧な説明は。また、そのプロセスは。</p> <p>答弁：ぎりぎりまで存続の道を考えてきた。事前の説明はし切れていない。適切なプロセスが踏まれていなかった。</p> <p>質問：平成 31 年 4 月に近隣センター個別施設計画が策定されていたが、今回急遽廃止となった根拠は。</p> <p>答弁：急遽となった廃止の理由は、空調機の故障による。老朽化が進み、修理には多額の費用がかかる。利用率が低迷。代替施設があることを検討しトータル的に判断した。</p> <p>質問：この議案そのものについて再考する必要があるのでは。</p> <p>答弁：トータル的に手続きが全くできていなかった。これからしっかりと市民の利用者の皆さんと向き合ってしっかりとお話をし、意見もお聞きし、協議していきたい。</p>
審査結果	閉会中の継続審査（賛成全員）

議案第 11 号

議案名	指定管理者の指定（あびこ市民活動ステーション）について
概要	<p>あびこ市民活動ステーションを管理する指定管理者を指定するもの</p> <p>指定管理者となる団体の名称：株式会社東京ドームファシリティーズ</p> <p>指定の期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</p>
質疑概要	<p>質問：3 団体の提案の中から、指定管理者として選考された理由は。</p> <p>答弁：過去の実績と相談体制が評価された。市民団体との信頼関係の構築を更に深めていくことが出来る。</p> <p>質問：指定管理料 8,718 万 6 千円をどのようにとらえているか。</p> <p>答弁：選考委員会、また担当課でも妥当と考えている。経費削減に関しては、これからはもしっかり指導していく。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）



## 議案第 1 4 号

議案名	柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
概要	これまで住民票又は戸籍の附票に準じて取り扱っていた除票の写し又は戸籍の附票の除票の写しを交付する事務について、住民基本台帳法の一部改正により、同法において新たに位置付けられたことから、柏市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正することについて、柏市と協議するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

## 議案第 1 5 号

議案名	流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
概要	これまで住民票又は戸籍の附票に準じて取り扱っていた除票の写し又は戸籍の附票の除票の写しを交付する事務について、住民基本台帳法の一部改正により、同法において新たに位置付けられたことから、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正することについて、流山市と協議するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

## 2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	台風 15 号、台風 19 号、10 月 25 日の大雨について
担当課	市民安全課・消防本部
質問内容	<p>質問：台風 19 号、10 月 15 日の大雨の総括報告書に、課題の整理と対応についても落とし込むべきでは。</p> <p>答弁：今後の検討課題を明確に載せておらず、まとめ方や提示の仕方は検討し、改善点も伝えていく。</p>
	<p>質問：アビスタが避難所に指定され、水の館は指定されない理由は。</p> <p>答弁：アビスタは、土砂災害警戒区域の近くにあり、避難情報や勧告等を出した時に避難してもらおう。現在水の館は、浸水想定区域のため避難所に指定していない。</p> <p>台風 19 号では、アビスタを土砂災害の警戒で自主避難所として開けた。その後、利根川の水位が上がり避難勧告を出したが、時間の余裕があったので明け方まで待つ決断をした。</p>
	<p>質問：災害時の広報はアナログの活用が大切なのではないかな。</p> <p>答弁：広報車については、消防とも協議をして連携をしていきたい。消防団への広報の指示も検討する。</p> <p>アナログ的な広報は担当としても最後の砦と考える。防災行政無線のサイレン機能の使用も検討していく。今後は、幅広い視点で検討していきたい。</p>
	<p>質問：避難場所の周知とハザードマップの内容の検討が必要ではないかな。</p> <p>答弁：ハザードマップを使い避難所運営訓練や自主防災組織の集まり等で周知を行っている。ハザードマップを更新する際には、足りない部分を追加記載し、見やすく活用できる形状にしていきたい。</p>

# 教育福祉常任委員会報告

委員長	澤田敦士
副委員長	岩井 康
委員	松島 洋、甲斐俊光、山下佳代 坂巻宗男、西川佳克、佐々木豊治

## 1. 議案の審査経過および結果（5件）

### 議案第6号

議案名	我孫子市休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	休日診療所の診療日、内科及び小児科の診療時間並びに診断書及び証明書の交付に係る手数料の額を改めるため提案するもの
質疑概要	<p>質問：年末年始の診療日を12月29日から1月3日としていたものを12月30日から1月3日にするということだが、休日の関係や医療機関の考え方等あることから、臨機応変に開所期間を決めて欲しい。</p> <p>答弁：平成30年度は12月29日に診療を実施していた医療機関は我孫子地区が10、天王台地区が5、湖北・新木・布佐が6機関あったため充足していると考えている。臨機応変な対応は、医師会と連携しながら協議していく。二次救急等の体制も一時救急の休日診療の部分も含めて委託しているため、輪番制の見直しなど考えている。</p> <hr/> <p>質問：手数料を、証明書と診断書に分け、証明書は1,050円から330円、診断書は3,300円となる。休日診療所で診断書を発行するするケースはあるのか。診断書の相場はどれくらいか。</p> <p>答弁：平成12年から休日診療所を開設しているが診断書の交付は一度もない。相場は、近隣の病院では3,000円から1万円で徴収されているため、医師会と調整し市民に負担のかからない金額で判断した。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第10号

議案名	我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について
概要	杉村楚人冠記念館及び白樺文学館の2館共同年間入館料を新設し、及び杉村楚人冠記念館、鳥の博物館及び白樺文学館の3館共通券の一般入館料を引き下げるとともに、条文を整備するため提案するもの
質疑概要	<p>質問：昨年、3館共通の入館チケットを購入した方はどれくらいいたか。そのうちどれくらいの方が2館共通に流れると予測しているのか。</p> <p>答弁：白樺文学館、杉村楚人冠記念館では2館合わせて350から370程度。コアに来ていただいている方が20名ほどいるので、その方々を中心に取り込んでいきたい。</p> <hr/> <p>質問：鳥の博物館では友の会がある。このような市民の力を活用してさまざまな企画展などいろいろ物事を広げていくような試みや、大学組織との連携も進めていただきたいかがか。</p> <p>答弁：友の会組織は、事務局の運営や収入の管理など庶務的な部分が発生するため、初めから友の会は難しいので、サポーターとして情報発信していただき、楽しみを共有していただけるようなファン層を獲得して、そういった方々と連携して杉村楚人冠記念館と白樺文学館が市の顔になるように頑張っていきたい。大学との連携では、学芸員が中央学院大学で我孫子の魅力を知っていただく講義をしているので、大学生や若い人たちに文学の魅力を知っていただく機会を増やしていきたい。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第17号

<p>議案名</p>	<p>令和元年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)</p>
<p>概要</p>	<p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ347万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億7,182万6千円とするもの 歳入：一般会計繰入金、国庫補助金を増額 歳出：総務管理費を増額、保健事業費を減額</p>
<p>質疑概要</p>	<p>質問：人間ドック健診委託料が増加しているが、当初見込みとの差異は。 答弁：当初見込みは1,040人としていたが、1,117件を見込み増額した。年々増加傾向にあるのは、社会保険で定期的に人間ドックを受けていた方が国保に移っても習慣化して人間ドックを受けているのではと思われる。</p> <hr/> <p>質問：データヘルス計画の委託料が減額となっているが、当初見込みとの差異は。多くの方が参加するよう面接と電話だけでなく積極的な取り組みをお願いしたいと思う。 答弁：30人と見込んでいたが実際は19人。ここ数年は20人前後である。事業手法を改善せざるを得ないと捉えている。</p>
<p>審査結果</p>	<p>原案可決（賛成全員）</p>

## 議案第19号

議案名	令和元年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第2号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,713万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,600万7千円とするもの 歳入：国庫補助金、一般会計繰入金などを増額 歳出：介護認定審査会費を増額、総務管理費を減額
質疑概要	質問：介護認定調査金額が増加した要因は。 答弁：介護認定調査は昨年度から委託件数を増やしている。昨年度後半から大口で委託を実施できる事業所が見つかり、その部分を当初予算で見込むことができなかった。調査件数は年々400件位増えており、市の調査員だけでは限界があるため委託件数を増やしている。 ----- 質問：委託先は何カ所か。また、調査員は市と委託先併せて何人くらいか。介護認定員の資格が緩和されることに伴い、委託する際には中身を精査していただきたいが。 答弁：定期的をお願いしているのは20カ所ぐらい。調査員の人数は、市は13人、委託先的人数は把握していない。委託先については市で指導・監視等を努めいきたい。
審査結果	原案可決（賛成全員）

## 議案第20号

議案名	令和元年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,800万2千円とするもの 歳入：一般会計繰入金を増額 歳出：総務管理費を増額
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

## 2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	子ども医療費助成制度について
担当課	子ども支援課
質問内容	<p>質問：来年度から子ども医療費の助成を高校生まで拡大していこうという方針が示された。現状、どのような検討をなされているのかお聞かせください</p> <p>答弁：従来の中学生までの子ども医療の自己負担金を200円から300円に変更しそれによって歳出削減が見込まれる金額を当て込む。そして事業仕分けで提案をいただいた80歳の敬老祝金の廃止、特定疾病見舞金を所得制限のかたちをとり、これらを財源に充てさせていただき高校生を500円負担であれば財源の見通しが付く。8月1日を目標に進めている。</p> <hr/> <p>質問：高校生までの医療費の増額を現時点で算定した場合、財源はどのくらいの見込みになるのか。</p> <p>答弁：8月1日からのスタートということで、8カ月間の高校生医療費として見込んでいるのがおおよそ2,400万円。その他にシステムの改修費用等、高校生部分の開始をしたとして増額分はトータルで2,700万円程度を見込んでいる。</p> <hr/> <p>質問：今後の検討、決まった段階でしっかりとPR、情報をお伝えいただきたいと思う。この点はいかがでしょう。</p> <p>答弁：決まりましたらホームページ等々、速やかにお知らせを漏れなく情報を発信していく。</p>



項目	幼児教育・保育無償化について
担当課	保育課
質問内容	<p>質問：10月1日から幼保無償化となったが、当市の状況の変化は。          答弁：昨年と比べて、特に入園申し込みが殺到していることはなく、例年通りの状況である。</p>
	<p>質問：年少さんの場合、4月1日以前に満3歳で入園できる幼稚園はあるのか。          答弁：現在、めばえ幼稚園が7人、エーデル幼稚園が1人、布佐台幼稚園が1人の3園となっている。</p>
	<p>質問：首都圏で新規保育園への入りやすさナンバーワンということで我孫子市も新聞報道されたが、来年度の予測は。          答弁：4月入園の申込みは11月から始まったが、人数は去年は280人、今年は254人で、若干減少傾向にある。</p>



# 環境都市常任委員会報告

委員長	高木宏樹
副委員長	木村得道
委員	日暮俊一、西垣一郎、飯塚 誠 内田美恵子、豊島庸市、海津にいな

## 1. 議案の審査経過および結果（6件）

### 議案第7号

議案名	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	消費税率の引き上げを踏まえた受益者負担の適正化のため、一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物の処理費用を改定すること、市が処理する産業廃棄物の種類を見直すこと及び学校教育法の一部改正に伴い、技術管理者の資格要件を改めるとともに、条文を整備するもの
質疑概要	質問：犬猫の死体処理の負担額が違うのはなぜか。 答弁：我孫子市では、ペット霊園に委託し、合同葬を行っていることから、その負担分をお願いしている。
	質問：飼い主のわからない犬猫の対応は。 答弁：路上等での飼い主のわからない犬猫の死体処理は無料。また、持ち込んで燃やすごみとして処理する場合は燃やすごみとして手数料がかかる。
	質問：電気冷凍庫が今回加えられたのはなぜか。 答弁：家電リサイクル法の品目に合わせて記載した。
	質問：負担額が現在の1.05倍になっている理由は。 答弁：消費税5%時から据え置いていたものを今回の10%になったことに合わせて値上げしたことによる。
審査結果	原案可決（賛成全員）

### 議案第8号

議案名	我孫子市レンタサイクル条例の一部を改正する条例の制定について
概要	消費税率の引き上げを踏まえた受益者負担の適正化のため、レンタサイクル使用料を改定するとともに、条文を整備するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第9号

<p>議案名</p>	<p>我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>概要</p>	<p>受益者負担の見直しに伴い、千葉県及び近隣市における類似の手数料の額を考慮して屋外広告物の許可手数料を改定し、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定の申請に対する審査手数料を改定するとともに、条文を整備するもの</p>
<p>質疑概要</p>	<p>質問：手数料の見直しは、どことの比較をして行ったのか。          答弁：千葉県と県内の近隣市とのバランスをとることを主眼において行った。</p> <hr/> <p>質問：アーチ状の屋外広告物はどのようなものを想定しているのか。          答弁：屋外広告物に定義は、常時屋外へ掲出されるもので、風船のような仮設的なものは対象外。</p>
<p>審査結果</p>	<p>原案可決（賛成全員）</p>

議案第 12 号

議案名	指定管理者の指定（我孫子市農業拠点施設）について
概要	我孫子市農業拠点施設を管理する指定管理者を指定するもの 指定管理者となる団体の名称：株式会社あびベジ 指定の期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
質疑概要	<p>質問：(株)あびベジの平成29年度から30年度の収支の状況はどうか。</p> <p>答弁：29年度は989万円の赤字、30年度は581万円の赤字、31年度は10月までで、約150万円の黒字で推移している。</p> <hr/> <p>質問：公募しなかった理由は。</p> <p>答弁：指定管理者選考委員会において公募によらないほうがいだろうとの結論が出たため。</p> <hr/> <p>質問：民間企業としての資本の部は、どのような増減の経緯となっているのか。</p> <p>答弁：資本金は、設立されたときに約2,500万円で、2,000万円は出資者から、500万円はアンテナショップから引き継いだもの。29年度、30年度と赤字が続く、現在、これを減らして約1,500万円となっている。</p> <hr/> <p>質問：出荷農家数、出荷量の状況はどうなっているのか。</p> <p>答弁：出荷農家数は100軒で、おおむねよこばいとなっている。出荷量は減少傾向になっている。出荷農家数、出荷量については、引き続き農家の方へ働きかけを行っていく。</p>
審査結果	原案可決（賛成多数）

### 議案第 13 号

議案名	あっせんの申立てについて
概要	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して市が実施した放射能対策に要した費用について、東京電力ホールディング株式会社に損害賠償を求めたが、これに応じないことから、あっせんを申し立てるもの あっせんの申立先：原子力損害賠償紛争解決センター
質疑概要	質問：放射能対策費のなかで、除染費と人件費の時間外手当については認めるが、勤務時間内の人件費は認めないという姿勢は一貫しているということによいか。 答弁：その通りである。 ----- 質問：あっせん以外の手段はあるのか。 答弁：あっせんで合意に至らない場合は、裁判をするという選択肢がある。
審査結果	原案可決（賛成全員）

### 議案第 18 号

議案名	令和元年度我孫子市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 742 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 3,722 万 7 千円とするもの 歳入：繰入金を減額 歳出：公債費を減額
質疑概要	質問：一時借入金を市の一般財源から繰り入れることで利息をなくすことはできないのか。 答弁：一般会計から資金を受け入れるのであっても、一時借入れという形式になるため、利息は発生する。 ----- 質問：一時借入金の限度額、5 億円の根拠は。 答弁：年度内に支払いを行うものと 4 月以降に歳入として入ってくるものを想定したうえで、限度額として計上した。
審査結果	原案可決（賛成全員）

## 2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	新クリーンセンター建設について（新廃棄物処理施設整備運営事業者の選定結果）
担当課	新クリーンセンター建設室
質問内容	<p>質問：落札価格が下がった要因は、どこにあると考えているのか。</p> <p>答弁：入札公告において、価格要素と非価格要素の割合を50対50とし、価格を重視した入札を行ったことなどが要因と考えられる。</p> <hr/> <p>質問：非価格要素の審査点が上回ったとする、温室効果ガス対策や水害対策、地元企業に対する取り組みといった内容を具体的に提示してほしい。</p> <p>答弁：審査の講評を調整しており、各事業者の特許やノウハウなどもあるので、精査したうえで提示していきたい。</p>



# 予算審査特別委員会報告

委員長	椎名幸雄
副委員長	内田美恵子
委員	高木宏樹、澤田敦士、戸田智恵子 飯塚 誠、岩井 康、芹澤正子

## 議案の審査経過および結果

議案第16号 原案可決（賛成全員）

議案名 令和元年度我孫子市一般会計補正予算（第4号）

概要 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億9,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ394億4,800万円とするもの。

補正前の額 387億4,900万円

補正額 6億9,900万円

補正後予算額 394億4,800万円

### 1. 主な歳入項目

単位：千円

項目	補正額	内容
分担金及び負担金	△110,805	公立保育園保育料 私立保育園保育料
国庫支出金	414,551	障害者医療費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、生活保護負担金、被災住宅修繕費補助金ほか
県支出金	120,996	障害者医療費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、被災住宅修繕費補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金ほか
寄附金	10,000	ふるさと納税寄附金
繰入金	217,596	財政調整基金繰入金、清掃工場建設基金繰入金、我孫子市立小中学校教育振興基金繰入金ほか
諸収入	29,962	後期高齢者医療給付費負担金過年度返還金ほか
市債	16,700	市民体育館庭球場改修事業債ほか

## 2. 主な歳出項目

単位：千円

項 目	補正額	内 容
東京オリンピック・パラリンピック推進事業	3,389	東京オリンピック・パラリンピック記念品ほか
災害非常用対策事業	5,027	国土強靱化地域計画策定業務委託料
障害者介護給付費	38,740	厚生医療給付事業費
保育園児童保育委託事業	36,149	私立保育園委託料
子どものための教育・保育給付事業	91,879	施設型給付費、地域型保育給付費、施設等利用費
生活保護扶助費	150,146	医療扶助費、介護扶助費
新クリーンセンター整備事業	49,608	支障樹木伐採業務委託料、資源保管場所等整備工事費、クリーンセンター出入口改修工事費
農業振興対策事業	46,310	強い農業・担い手づくり総合支援交付金
幼稚園振興事業	63,065	施設型給付費
教育扶助費	6,491	要保護・準要保護児童生徒就学援助費
小学校運営費	5,256	学校共通備品購入費、科学・情操教育備品購入費
中学校運営費	2,508	学校共通備品購入費、科学・情操教育備品購入費

### 3. 主な質疑概要

質問：新クリーンセンター整備事業の新廃棄物処理施設設計・建設モニタリング業務の継続費について、なぜ追加するのか。

答弁：当初は、令和2年4月に入札を行い、6月からと考えていたため令和2年度当初予算で設定しようと考えていたが、建設工事にあわせて行う必要があるため今回追加しようとするものである。

質問：新クリーンセンター整備事業の新廃棄物処理施設実施設計・建設工事の総額を、当初予算の158億17万6千円から116億6,000万円に変更するとともに、年割額を変更する理由は何か。

答弁：令和元年12月17日に総合評価一般競争入札の落札者を決定したことを受け、落札額にあわせて総額を変更しようとするものである。年割額は、落札者と協議し現実的な額に変更しようとするものである。

質問：震災復興特別交付税については令和2年度に交付されことは決定しているが、3年度と4年度の交付は不確定のため、出来るだけ2年度に工事等を前倒したいと聞いている。今回大きく変更するところはどこか。

答弁：当初の年割額は、見積もりを取った中で1年目、2年目の割合が高かったところを参考にし、1年目は総額の30%、2年目は50%、3年目は20%で設定したが、現実的な額として、事業者の協力のもと、1年目に何とか準備作業まで入っていただき、1年目は4.9%、2年目は50.5%、3年目は44.6%に設定した。なお、国に対し震災復興特別交付税の延長を要望しているところである。

令和元年度我孫子市一般会計補正予算（第4号）の一部訂正

令和元年度我孫子市一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように訂正する。

ページ	訂正前後別	訂正箇所																																																						
1、5	訂正前	<p>(継続費の補正) 第2条 継続費の<u>追加</u>は、「第2表 継続費補正」による。</p> <p>第2表 継続費補正</p> <p>追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>総額</th> <th>年度</th> <th>年割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">衛生費 2</td> <td rowspan="4">清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設設計・建設モニタリング業務)</td> <td rowspan="4">97,834 千円</td> <td>令和元年度</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>29,350 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>48,917 千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>19,567 千円</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	事業名	総額	年度	年割額	4	衛生費 2	清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設設計・建設モニタリング業務)	97,834 千円	令和元年度	0 千円	令和2年度	29,350 千円	令和3年度	48,917 千円	令和4年度	19,567 千円																																				
款	項	事業名	総額	年度	年割額																																																			
4	衛生費 2	清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設設計・建設モニタリング業務)	97,834 千円	令和元年度	0 千円																																																			
				令和2年度	29,350 千円																																																			
				令和3年度	48,917 千円																																																			
				令和4年度	19,567 千円																																																			
1、5	訂正後	<p>(継続費の補正) 第2条 継続費の<u>追加及び変更</u>は、「第2表 継続費補正」による。</p> <p>第2表 継続費補正</p> <p>追加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>総額</th> <th>年度</th> <th>年割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">衛生費 2</td> <td rowspan="4">清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設設計・建設モニタリング業務)</td> <td rowspan="4">97,834 千円</td> <td>令和元年度</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>26,378 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>35,156 千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>36,300 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">款</th> <th rowspan="2">項</th> <th rowspan="2">事業名</th> <th colspan="3">補正前</th> <th colspan="3">補正後</th> </tr> <tr> <th>総額</th> <th>年度</th> <th>年割額</th> <th>総額</th> <th>年度</th> <th>年割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4</td> <td rowspan="4">衛生費 2</td> <td rowspan="4">清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設実施設計・建設工事)</td> <td rowspan="4">15,800,176 千円</td> <td>令和元年度</td> <td>0 千円</td> <td rowspan="4">11,660,000 千円</td> <td>令和元年度</td> <td>0 千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,740,053 千円</td> <td>令和2年度</td> <td>575,900 千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>7,900,087 千円</td> <td>令和3年度</td> <td>5,887,700 千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3,160,036 千円</td> <td>令和4年度</td> <td>5,196,400 千円</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	事業名	総額	年度	年割額	4	衛生費 2	清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設設計・建設モニタリング業務)	97,834 千円	令和元年度	0 千円	令和2年度	26,378 千円	令和3年度	35,156 千円	令和4年度	36,300 千円	款	項	事業名	補正前			補正後			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	4	衛生費 2	清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設実施設計・建設工事)	15,800,176 千円	令和元年度	0 千円	11,660,000 千円	令和元年度	0 千円	令和2年度	4,740,053 千円	令和2年度	575,900 千円	令和3年度	7,900,087 千円	令和3年度	5,887,700 千円	令和4年度	3,160,036 千円	令和4年度	5,196,400 千円
款	項	事業名	総額	年度	年割額																																																			
4	衛生費 2	清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設設計・建設モニタリング業務)	97,834 千円	令和元年度	0 千円																																																			
				令和2年度	26,378 千円																																																			
				令和3年度	35,156 千円																																																			
				令和4年度	36,300 千円																																																			
款	項	事業名	補正前			補正後																																																		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額																																																
4	衛生費 2	清掃費 新クリーンセンター整備事業 (新廃棄物処理施設実施設計・建設工事)	15,800,176 千円	令和元年度	0 千円	11,660,000 千円	令和元年度	0 千円																																																
				令和2年度	4,740,053 千円		令和2年度	575,900 千円																																																
				令和3年度	7,900,087 千円		令和3年度	5,887,700 千円																																																
				令和4年度	3,160,036 千円		令和4年度	5,196,400 千円																																																



## 我孫子市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動の原則（第2条、第3条）

第3章 市民と議会の関係（第4条—第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第12条）

第5章 委員会活動（第13条）

第6章 議会及び事務局体制の充実（第14条—第19条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続（第23条、第24条）

#### 附則

我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、市民の信託を受け我孫子市の代表機関を構成している。議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

私たちの我孫子市は、歴史・文化・自然を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続けてきた。

これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変化を続けている。このような環境の変化に適切に対応し、持続可能な自治体として発展していくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

我孫子市議会は、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会における規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動に関する原則、責務等の基本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会として市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動の原則

### (議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 議員間の討議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。
- (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (6) 市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むこと。

### (議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関の一員であることを認識し、議員間の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握し、政策立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。
- (4) 自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めること。

## 第3章 市民と議会の関係

### (情報公開)



第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、すべての会議を原則公開とする。

(議会への市民参加)

第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映させるため、公聴会や参考人制度を積極的に活用し、市民の意見を聴く機会を確保するよう努めるものとする。

(議会報告会及び市民との意見交換)

第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。

2 議会は、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、事案に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。

3 議会報告会及び市民との意見交換に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 議会と行政の関係

(議会と市長の関係)

第7条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなければならない。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

(議決事件の追加)

第8条 議会は地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長その他執行機関(以下「市長等」という。)に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
  - (2) 提案に至るまでの経緯
  - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
  - (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
  - (5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算
- (政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(予算及び決算の審議)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明を求めるものとする。

2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視し、評価を行うものとする。

3 議会は、決算審議に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。

(議会費の充実)

第12条 議会は、適正な議会の活動費を充実するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

## 第5章 委員会活動

(委員会の活動)

第13条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を活用するものとする。

3 議会は、委員会審査に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。

4 委員長は、議員間の討議を積極的に行い、委員長報告に当たっては、審査における論点や争点を明確にするよう努めるものとする。

## 第6章 議会及び事務局体制の充実

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(他の自治体の議会等との交流及び連携)

第15条 議会は、他の自治体の議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応した議会のあり方についての調査研究を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(政務活動費)

第19条 政務活動費は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第26号)の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位を重んじ、高い見識を身につけなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数は、我孫子市議会議員定数条例（平成14年条例第21号）で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

（議員報酬）

第22条 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第15号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続

（条例の位置付け）

第23条 この条例は、議会における規範とする。

2 議会は、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（見直し手続）

第24条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。